

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の規定により、次のとおり  
会議記録を公表します。

会 議 名	令和3年度第2回高松市情報公開・個人情報保護審査会
開催日時	令和3年11月4日（木）15時10分～16時45分
開催場所	高松市役所11階 113会議室
議 題	1 令和3年度 審査請求番号1番 保有個人情報の一部開示決定に係る審査請求について 市民政策局 市民課  2 令和3年度 審査請求番号2番 保有個人情報の一部開示決定に係る審査請求について 市民政策局 市民課
公開の区分	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開
出席委員	阿部委員（会長）、西岡委員、前原委員
担当課及び 連絡先	コンプライアンス推進課 087-839-2155

### 会議の経過及び結果

- 1 議事録署名委員の指名  
西岡委員が指名された。
- 2 審議
  - (1) 事務局による概要説明
  - (2) 実施機関の入室許可依頼（市民課）
  - (3) 実施機関による「一部開示決定」理由等の説明（市民課）  
実施機関に対する質疑応答の後、実施機関の退室（市民課）
  - (4) 事務局による概要説明
  - (5) 実施機関の入室許可依頼（市民課）
  - (6) 実施機関による「一部開示決定」理由等の説明（市民課）  
実施機関に対する質疑応答の後、実施機関の退室（市民課）
  - (7) 結論
    - ア 議題1（市民課）  
本件保有個人情報開示請求に対して、市長が一部開示決定とした  
処分は相当であり、本件審査請求を棄却すべきである。  
なお、決定通知書の別紙に記載の開示しない理由とその根拠につ  
いて意見が付された。
    - イ 議題2（市民課）  
本件保有個人情報開示請求に対して、市長が一部開示決定とした  
処分は相当であり、本件審査請求を棄却すべきである。
  - (8) 事務局による答申案の作成及び会長決裁への一任について、出席  
委員全員が了承した。
- 3 閉会